

出生届

令和7年6月7日届出

京都府千代田区 普段

(フリガナ)	ミンジ	ユウキ	父母との 続柄
生の氏名	民事	優樹	妻
(日本人のときは 漢字を併記) 【ください】			
(2)生まれたとき	令和7年6月4日	誕生日	10
(3)生まれたところ	東京都港区虎ノ門一丁目1		
(4)住	東京都千代田区麹が関一丁目1番1号		
(世帯登録をする) 【ところ】	世帯主 民事 太郎	世帯主と の続柄	
(5)父母の氏名 生年月日 【子が生まれたときの年齢】	父 民事 太郎	母 民事	
	昭和56年5月27日(44歳)	昭和56年	
(6)本籍	東京都千代田区丸の内一丁目2		
(外国人のときは 国籍だけを書いてください)			
(7)同居を始めたとき	平成2年4月	(結婚式をあげたとき、 たときのうち早いほう)	
(8)子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業・子の他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・手工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3.企業・卸売店等(官公署を除く)の常用労働者休業で勤めていたり(日々または1ヶ月の期間の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4.3にはまらない常用労働者・会社員及び会社団体の役員の世帯、 の常勤者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいわゆる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしていない者のいわゆる世帯		
(9)父母の職業	(現職の年月) 平成の4月1日から平成3月31日までに子が生まれたときだけ の職業 母の職業		
その他			
届出人	<input checked="" type="checkbox"/> 1.父 <input type="checkbox"/> 2.法定代理人() <input type="checkbox"/> 3.同居者 <input type="checkbox"/> 4.医師 <input type="checkbox"/> 5.歯科医 <input type="checkbox"/> 6.その他 <input type="checkbox"/> 7.公印の裏		
住所	東京都千代田区麹が関一丁目1番1号		
本籍	東京都千代田区丸の内一丁目2	書地番	筆頭者の氏名 民事 太郎
署名 (捺押印は任意)	民事 太郎	印	昭和56年 5
事件簿番号			

¹¹ 由井源の手稿について、細々と語るにいたがれば、お近くの市町村又は地図屋で販売されている。

出生簿を届け出なければ、その子の戸籍がつくられず、不利益を被るおそれがあります。

詳しくは法務省のホームページをご覧ください。 [○無戸籍 法務](#)

撮影するのは、
「出生証明書」
部分のみです。

折り目を伸ばし、
影や光が入らない
ように撮影して
ください。

出生證明書

子の氏名	民事 優樹	男女の別	①男 2女
生まれたとき	令和 7 年 6 月 4 日 午前 午後	10 時 30 分	
出生したところ及びその種別	出生したところの種別	①病院 4自宅 5その他	2診療所 3助産所
	出生したところ	東京都港区虎ノ門 一丁目1番地 番号 1号	
	(出生したところの種別1~3) 施設の名称	〇〇〇病院	
体重	3,400 グラム	身長	48.1 センチメートル
単胎・多胎の別	①単胎	2多胎(子中第子)	
母の氏名	民事 花子	妊娠週数	満39週5日
この母の出産した子の数	出生子(この出生子及び出生後死亡した子を含む) 死産児(妊娠満22週以降)	1人	
①医師 2助産師 3その他	上記のとおり証明する。 令和 7 年 6 月 4 日		
	(住所)	東京都千代田区九段南 一丁目1番地 (氏名) 法務 廉	番号 番号 15号

—この圖は父、母又はその妹が顔を取る顔出しが描かれてゐる。

この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

地元公共団体情報システム機関 指定 （出生登録事務所・市区町村長・児童）		個人番号カード交付申請書 裏、電子証明書交付申請書	
<p>申請にあたり、以下の項目について記入してください。</p> <p>既往名、性別、生年月日、出生登録が記載された内容と同じです</p> <p>既往所在地は住所地以外の他の場所で個人番号カードにて複数に個人番号カードを受け取れます</p>			
①利用者個人用電子届出番号登録番号		②利用者個人用電子証明書登録番号	※発行を行わぬ
③住戸基本用時刻番号【必須】		④専用事項入力用時刻番号【必須】	
⑤個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】			
⑥住所地において個人番号カードの送付を受けることができない理由			
⑦退避先確認番号【必須】			
<p>(注)</p> <p>①前两者認証用電子証明書を用いるための種類</p> <p>「前两者認証用電子証明書……インターネット上に接続する画面などに、認証者本人であることを証明する住戸内であり、同じ一戸としての利用などがに必要です。別居者等の電子証明書の登録を行わない場合は、②の欄に種類番号は記入せず、口に「」をつけてください。</p> <p>②往來用カードをオプションで、利用するための種類番号です。</p> <p>③個人番号カード本体4箇所に印字される、データストラップとして使用するための確認番号等です。</p> <p>④個人番号カードは、個人登録により原則地元に交付されます。住所地以外の他の地元個人番号カードの送付先とする場合はのみ記載してください。</p>			